【学部（新制度対象外者）用】

令和４（2022）年度４月入学［ 入学料免除 ・ 入学料徴収猶予 ］申請書

（↑該当する方を〇で囲んでください。）

令和　　年　　月　　日

神戸大学長　殿

令和４（2022）年度［　入学料免除　　・　　入学料徴収猶予　］を申請いたします。

※ 該当する方を〇で囲んでください。 記入なき場合は、『入学料徴収猶予』として取り扱います。

〇申請者

学　部　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学部

受 験 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名（署名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先(携帯)：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メール(PC)：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※以下の項目のいずれかに該当する場合のみ、入学料免除の申請をすることができます。
※母子世帯、障害者の方や長期療養者のいる世帯というだけでは、入学料免除申請資格はありません。
※入学料徴収猶予申請者は以下の項目は記入不要です。

● 入学料免除を申請する場合は以下の１～３の番号のうち該当するものを必ず〇で囲んでください。

１ ： 入学前１年以内（2021 年４月１日以降）に主たる学資負担者（以下、「学資負担者」という。）が死亡した

２ ： 入学前１年以内（2021 年４月１日以降）に本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた

３ ： その他学長が認めた場合（以下のいずれかの項目に該当する場合のみ）　（①～③を必ず〇で囲んでください。）

① 入学前１年以内において、学資負担者が、次のいずれかに該当し、かつ、収入が減少し若しくは損害を受けた場合　（更に該当するイ～ハを必ず〇で囲んでください。）

イ）不慮の事故又は急患の場合

ロ）倒産又は失職の場合

ハ）行方不明の場合

② 生活保護世帯である場合、又は次のいずれかに該当し、かつ、経済的に困窮度が高く、入学料の納付が著しく困難と認められる場合（更に該当するイ～ニを必ず〇で囲んでください。）

イ）学資負担者が失職し、申請時において未就職の場合

ロ）学資負担者が申請時において長期療養中の場合

ハ）孤児で他からの援助がない場合

ニ）その他上記のいずれかに準ずると認められる場合（事前に奨学支援グループに要連絡）

③ 大規模自然災害として学長が認めた災害で、学資負担者が被災したことにより、入学前1年以内において、収入が減少し、若しくは損害を受けた場合（東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震が対象）

（入学料免除を申請された方で、申請書の記入に不備等がある場合や、申請資格がない場合は、入学料徴収猶予に切り替えますので、ご了承願います。）

≪注　　意　　事　　項≫

1. 入学料免除、入学料徴収猶予の申請を行う場合は入学料を納入しないでください。
2. 入学料免除、入学料徴収猶予を申請する方は入学手続時に、この書類を提出してください。
入学手続後の申請は、いかなる理由があっても受け付けません。
3. 申請書に加えて、入学後に経済状況に関する書類［「市区町村発行の課税（非課税）証明書」等］を提出していただく必要があります。